

平成22年度 防衛省税制改正要望の概要

平成21年11月6日(金)

防衛副大臣

榛葉 賀津也

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（防衛省）

制 度 名	日豪 ACSA（仮称）による物品又は役務の提供・受領に関する非課税措置の創設	
税 目	消費税	
要 望 の 内 容	<p>日豪 ACSA（仮称）とは、共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動などを実施している自衛隊と豪軍の間で、一方が物品・役務の提供を要請した場合に、他方がその物品・役務を提供できる枠組み。</p> <p>現時点で、平成 22 年度中に日豪間で ACSA を実施することが固まっているわけではないが、実施する可能性はあり得る。仮に実施する場合には、ACSA に基づく物品又は役務の提供・受領に関し、消費税の課税対象となる可能性があり、これについて非課税の措置をとることが必要。</p>	
	減収見込額 （平年度）	0. 0 1 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則。他方、現場で緊急のニーズが生じた場合、同様の活動を行う自衛隊と豪軍の間で ACSA に基づき現場で必要な物品・役務を相互に融通することができれば、運用の弾力性・柔軟性を向上させることができ、PKO、人道支援、災害救援などをより一層効果的に行うことが可能となる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般に、ACSA に基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、豪州側も非課税を要望。</p> <p>なお、日本が非課税措置をとらない場合には相互性の観点から豪州側もとらないこととなるため、日本も豪州側に消費税を支払わなければならない可能性大。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>ACSA に基づく国際的な物品・役務のやりとりにあたっては、消費税は課税されないのが通例であり、こうした国際慣行を踏まえれば、日豪間においても、他国と同様、非課税となるよう措置し、国際的な均衡を確保する必要がある。</p> <p>また、仮に、非課税とならず相互に消費税を支払うこととなった場合、双方が国際的な通例と異なる特別のフォーマットを作成して対応せざるを得なくなり、業務の効率性を阻害するおそれがある。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	—
	政策の達成目標	自衛隊と豪軍との間でACSAに基づき現場で必要な物品・役務と相互を相互に融通させ、運用の弾力性、柔軟性を向上させることができ、PKO、人道支援、災害救援などをより一層効果的に行うことが可能となること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

(減収見込み額の算定)

仮に日豪 ACSA が実施された場合の消費税減収見込みについて、日米 ACSA の下での物品・役務の提供実績（平成 20 年度）に基づきあえて試算すれば、以下のとおり。

- ・ 平成 20 年度における日米共同訓練の実施回数と金銭償還額合計（日米共同訓練の中で日米 ACSA に基づき日本側が米側に物品・役務を提供し、米側より金銭による償還が行われたケースの実績額の合計）：11 回、計 2,996,872 円… (A)
- ・ 日米 ACSA の消費税（国分）減収額：(A) × 4% = 119,875 円… (B)

例えば共同訓練の回数で比較した場合、日豪は日米の 10 分の 1 程度と想定されることから、減収見込み額は以下のとおり。

○ (B) × 10% = 11,988 円

豪とのロジスティクス協力(日豪ACSA(仮称))について

背景

日本と豪州は、アジア太平洋地域での責任ある国として、これまでカンボジア国連PKO、東ティモール国連PKO、スマトラ沖地震やインド洋津波の際の国際緊急援助等において積極的に関与し、連携・協力関係を構築。

- ・ 07年3月 : 首脳レベルによる安全保障に関する共同宣言
⇒ 共通の価値と利益を反映する両国の戦略的パートナーシップを更に発展させることをコミット。日豪行動計画に合意(07年9月署名)
- ・ 07年6月 : } 日豪外務・防衛相会合(「2+2」会合)
- ・ 08年12月: }
⇒ 日豪間の共同訓練の活発化、国際平和協力活動に関する協力を含む二国間協力の推進等、日豪間の安全保障協力を更に充実させていくことで一致。

豪側より、国連の平和維持活動や人道支援活動、災害救助活動等の際に、自衛隊と豪軍との間で、水・食料・燃料などを融通できる物品・役務相互提供協定(ACSA)を締結したい旨提案。

日豪ACSA(物品・役務相互提供協定)(仮称)

自衛隊と豪軍が、共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動などを実施する際に、一方が物品・役務の提供を要請した場合には、他方がその物品・役務を提供できる枠組み。

○ 協力の対象となる活動

共同訓練

国際平和協力活動

人道的な国際救援活動

等

○ 協力の内容

食料

水

宿泊

輸送(空輸含む)

燃料

衛生業務

等